

第9回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第9回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

日時：令和7年10月14日（火）10：00～11：58

場所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、中山法令基準室長、豊福企画官代理

【議事次第】

1．開会

2．議事

（1） ガイドラインの検討に関する討議

- ①公益信託制度の考え方・ガイドラインの在り方について
- ②軽量の公益信託について
- ③任意団体の扱いについて
- ④ワークショップを踏まえた対応

（2） ワークショップについて

3．閉会

○湯浅座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から事前連絡をお願いいたします。

○豊福企画官代理 まず、私のほうから本日の参与の出席状況について御報告いたします。

大塚参与、溜箭参与、藤谷参与、弥永参与がオンラインで御参加となっております。

今回、会議室ではお一人に1つつマイクを設置しておりますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

今回、資料が多いもので、資料の確認だけさせていただきたいと思います。

お手元には全部で12の資料を配付しております。

資料1がA4の横書きの「こうえきしんたくん」が載っているもの。

資料2から資料9までがガイドラインのイメージの1章から7章と様式集になっております。

10、11、12が参考資料としまして、ガイドラインの論点事項や記載すべき事項、ワークショップの資料を添付しているところでございます。

過不足等あればお近くの事務局の者に言っていただきたいと思います。

申し訳ないのですが、11番の参考資料2は、政省令のパブリックコメントとか、こちらの会議の場で今後ガイドラインに記載する事項として整理した部分ですが、項番を若干調整した関係で参考資料2に記載している項番とガイドライン本文の項番がずれているところがございます。事務局のほうで再度修正した上で参与の先生方に送付するとともに、公表資料の場合は若干こちらと違ったものになるということだけ御了承いただければと思います。

私からは以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まずは事務局から「(1)ガイドラインの検討に関する討議」の「公益信託制度の考え方・ガイドラインの在り方について」説明いただいた後に、出席者の皆様から御意見を頂きたいと存じます。

では、事務局は簡潔に説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 まず、資料1の「こうえきしんたくん」が表にあるものの資料で説明

させていただきます。

1枚めくっていただきますと、ロードマップがございまして、以前はこちらに公益法人と一緒に書いておりましたが、今回から公益信託を中心にしております。

4ページに課題ごとのタイムテーブルを書いておりまして、今回10月ということで全体のガイドラインについて御説明しているところでございます。

5ページには公益信託ガイドライン決定までのスケジュールを添付しています。第9回の赤枠のところが、今月のテーマとなっています。次に、来月11月4日にはパブリックコメント版を提示する予定にしております。今回の研究会で使用し、公表する資料につきまして、16日までに御意見をお願いしています。そういった御意見等を踏まえて11月4日の研究会ではパブリックコメント版を御提示する予定にしております。その後、11月6日から12月上旬にかけてパブリックコメントを実施し、そちらで頂いた意見等をまとめ、反映したものを、12月16日の研究会に御提示した上で、年内には公益認定等委員会の審議を経て決定、公表する予定にしているところでございます。

6ページに本日の研究会にて御意見を頂きたい事項をまとめております。4点ございすけれども、最初に「公益信託制度の考え方・ガイドラインの在り方について」です。こちらは、9月下旬に1章から4章まで、その当時のガイドラインの案を送付した上で、参与の方々に論点等について頂いた御意見への対応方針となります。

9ページに参与の方に頂いた意見と事務局の考え方を整理しております。事前の説明で大方御説明させていただいておりますので、参与の方の御指摘の部分を中心にお話ししたいと思っております。

上段では、受託者のガバナンスの部分につきまして、非営利公益組織規制の基本を尊重すべきではないかという御意見を頂いております。事務局としましては、公益信託制度というのは公益法人制度と整合的であって、共通の枠組みということをやっているところでございます。下段では、税制優遇の観点から行政の監督権限がもたらされているという理解は誤っているのではないかという御意見を頂いております。こちらについても、先ほど言いましたように、公益信託法は公益法人制度と整合性を持つという制度設計がなされ、その制度設計を評価した上で税制優遇が講じられているものと事務局としては考えているところでございます。

10ページでは、ガイドラインの在り方について御意見を頂いております。1点目は、ガイドラインの性格、文書の位置づけについて御意見を頂いております。2点目は、規模別、内容別のガイドラインにすべきではないかという御意見を頂いております。

11ページでは、同じようにガイドラインの在り方について、3点目、法令上の義務と望ましい事項の峻別について御意見を頂いております。4点目としまして、ガイドラインを見直す際には公益信託の担い手が参画できるようなことを確保してほしいという御意見を頂いております。こちらのガイドラインの在り方についても事前の御説明の中で事務局の考え方は説明しておりまして、そこから変わっているところはございません。

12ページは、後から追加しているところがございますので、少しだけ御説明したいと思っております。信託財産の運用と収益事業の概念ということで、収益事業についての考え方みたいなことで参与の先生から御指摘、御意見を頂いております。例が2つほどございまして、小規模性を持つ場合について収益事業概念を限定してもいいのではないかという話や、地域の空き家・空き地について、小規模、例えば5棟10室みたいな基準で賃貸等を許容することもできるのではないかという御意見を頂いております。事務局の考えとしては、公益信託というのは公益事務を行うことのみを目的とするところとしまして、小規模であるからといって公益事務以外の事務を行ってよいということではないと考えております。信託財産は公益事務の定義に該当する事務のために管理・処分される必要があるということから、考え方は事務局としては限定的になるのではなかろうかということであっていただいているところとさせていただきます。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問を頂きたいと存じます。御意見、御質問ある方は挙手をお願いいたします。オンラインで御参加の方は、御意見ございましたら挙手ボタンをお願いいたします。いかがでしょうか。

岡本参与、お願いします。

○岡本参与 ありがとうございます。

今日の資料でも参考資料1として今日のために論点整理したいということで出させていただいた意見に対応していただいて、ありがたく思っております。

順番にいきます。1番目、非営利公益組織規制の基本を尊重すべきではないかということについてです。特活法人と公益法人との間の違いがあるのではないかと、私はそういう議論をしたことはなくて、現在の制度はイギリスのチャリティー・コミッション型、つまり特活法人というのはアメリカの制度、パブリック・サポートテストもそうですが、そういう形で、現在の公益法人のほうはチャリティー・コミッション型、イギリスのモデルに近い形です。これは立法過程でも参照されているということもあって、そういう意味では両方併せて非営利公益組織規制の基本を議論すべきだということを主張しているところです。

基本的には、情報公開させて市民社会による規制を重視するというのは、別にアメリカでもイギリスでも、つまりチャリティー・コミッション型で行政規制がある場合でも基本のキになっている。だから我々のほうでも行政庁が集めた資料を公開したりとか、それぞれのウェブページで公開させたり、あるいはそれぞれの団体の事務所に貼り付けて公開しろとか、いろんな公開規制があるわけですが、そういうものも含めて、その思想は現在の規制にも入っているけれども、全体として非営利法人の規制についての順番というのはやはりあって、それについては統一的であると私は理解しています。これがポイントなので、公開性がなくて役所との間だけの規制にするという制度、以前のような、つまり主務官庁制度があったときのような規制になっておらずに、現在は公開ということがかなり入って

きたので、そういう意味ではこれも非営利公益組織規制の基本に近づいてきていると理解しています。

ただ、あまりに細かい規制をずっとやり続けていくということについては、特に小規模の場合には管理負担が非常に重いので、それによって、例えば管理費の3割規制、7割でもいいですが、3割規制にしんどい思いをすることになってきますので、そういうことも含めて、原則的には規制コストとそこから得られる規制効果との関係で、効果と規制との関係で規制があまりにも多いと効果を超えてマイナスの点が起こってくることに注意を喚起しているということでございます。

2点目です。税制優遇の観点からということとは前も議論になったことがあると思いますが、2階建てではなくて1階建てになっている、これは重々承知していることで、その辺りのことをもう一回教えていただく必要はなく、問題は、公益法人にしろ、非営利組織の規制はそういう意味での公益性の論理に基づいて議論が立てられるべきであって、税務当局はそれを判断して税制の措置をしていくというのが最も基本的なやり方で、それを調整することは必要だけれども、税制優遇があるからこういう規制になっているというのは論理として間違っているということを主張しているわけです。

つまり、たくさんの民間の公益的な意図を持った人のお金をここに入れて、全体としての公益的な民間公益活動を活性化するというのが法の目的なのだから、その点での規制はどういう規制であるべきかということを前提に置いて、税制上の問題がそぐわない場合にそこを交渉するというのが基本の考え方なのであって、税制がこうだから、つかないからこうなのだという逆の理論は本質的に間違っていると言っているわけです。

税制優遇の話は、例えば譲渡所得税の問題についても出てきていますね。重要な規制があるので、3分の1ルールを入れるとか、基金を入れるとかいうことについても当然出てきているわけだけれども、それは、税制の側がこうなっているからこういう規制が要るではなくて、こういう規制を担保する点から公益性が必要だから、それについては税制上の配慮として重要、そこは交渉を移して財務省に対して問題を追跡していくという形になるので、論理の順番を変えてはいけないということを主張しているということです。

次のガイドラインの性格について、これも言ってきたことですので、民間向けと違っているのが、民間向けに対してどういう文書を作っていくのかという視点が少な過ぎると思います。やはり多くの人々にこれを理解していただいて、使いやすい制度だな、やってみたいな、できるのだなということを考えるべきだということを言っているのが、民間向けの文書である場合には、信託銀行もお客様の文書としてこういうような文書は作らないと思います。つまり、民間に対して、例えば公益信託であれば、財産を拠出して公益のために出してくださる方に対する感謝を最初を書くべきだと思います。そういう意味での文書の作り方の基本についてどういうふうに性格づけていくかということを考えるべきで、役所の中だけで作る文書ではないのだから、もし外向けにするのだったら、セカンドバージョンとか、そちらのほうを作って、それによって皆さん方に市民の方々に理解していただ

くということで文書を作成していくということも併行して進めるべきであると思います。

規模別、内容別のことで「小規模な公益信託であれば、不適切な運営をしても許容されるわけではなく」というのは、私はこんなことを主張したことは一回もなく、原則として小規模であっても不適切な運営は許容されないというのは常識であって、それをあえて言われる必要はないのであって、ポイントは、そういう原則に基づいて具体的な規制としてどこまで細かく、さっきも言ったけれども、規制のコストと規制による効果との間のバランスを取っていく必要があって、この比例性の原則というのはイギリスのチャリティー・コミッションの原則になっていますけれども、そういう効果と規制の多さということについてきちっと考えていく必要があると言っているわけです。

先ほど言った、例えば3割規制についても、大規模公益信託の3割と小規模によつての3割は全く違うわけだから、それを一律に3割で決めるということは大きな問題があると思います。大規模の場合には3割である必要はなくて、もっと厳しくてもいいのではないかと思います。別に一般的に許容度を高めるべきだと言っているわけではなくて、多くの民間の人たちが財産を出すときの数を増やしていくということ、これは従来の国会の議論でもあったし、民間有識者の議論でも数を増やしていくことは非常に重要だということがあったので、その点も踏まえて、小規模のところについては、規制をクリアするために書類をたくさん作って、それによって民間の公益的な活動をしようとする一団をくじくような規制をするのは間違っているのではないかとことを言っていると御理解ください。

次の点です。法令上の義務とアドバイスが混在しているということについては、ここで書かれていることは理解しています。ある程度裁量性があるということはあるので、裁量性を判断するためには一義的に明確に書きづらいということは理解していますが、原則として分けるということポリシーにして、その上で、この点についての判断が必要なのだということをきちっと考えていかなければ、御存じのように地方の行政庁では分散管理をしているところもたくさんあって、そういうところでは、文書を読んでこうしたほうがいいと書いてあったら、ほとんどそれを規制として受け取るという場合が非常に多い。実は私は本当にできるのかなという気がしています。分散管理ということで、これだけの文書を読んでやれるのだろうか心配しているのですが、そういうところでも分かるように、これは最低限の規制であるということについて書いて、あとの、したほうがいいことについては、したほうがいいですよというのを色でも変える、あるいは字のフォントを変える、太さを変えるぐらいの形で分かりやすく書いていくべきだというのが私の意見です。

4番目の見直しについて関係者の要望を踏まえてということについても、公益認定等委員会もそうですが、できるだけ持続的にする場合には関係者の方々が入ってくるのは当然で、これは宗教法人の審議会でもそうですし、学校法人の審議会でも当事者の方々が入っている。公益法人の場合あるいは公益信託の場合も、そういう意味での当事者の方々を入れていくのは当然だと思いますので、見直しの体制をきちっと方針として書いてくださいということです。

最後、収益事業概念はとても大きくて、今回のワークショップの中でも出てきていました。今回、実はこの回答の中にあった令和6年5月10日の内閣委員会の議論ももう一回読み直してみたのですが、そこでも特に当時の局長が出ておられて、都市での空き家の問題とか、そういうものをうまく運用していくことが重要で、公益信託で不動産を管理することによって非常に強く期待されていることだと、何度も言及しておられました。

今、非常にたくさんの空き家の問題が起こっていて、これは社会的に大きな問題でもありますし、財務当局も税制上の措置で空き家ができるだけ出ないような方向での制度改正をされているところだと思います。今回も、こども食堂などで小さな地域の不動産、空き家になっているところを提供できないかといったときに、その維持コストをどうやって図っていったらいいのだろうかということで、収益事業として非常に小規模な、ここに5棟10室基準と出しましたが、小さなところでもそちらのほうで収益を得て、こども食堂に使えるような形にできないのかということについての議論があって当然だと思うので、そこについてこういう議論をしているということです。

ここで紋切り型の言い方になって、公益事務を行うことのみを目的とすると法に書かれているでしょうと言われているのですが、これは当然の前提として、公益事務を行うことのみを目的とするというのは、イギリスのチャリティー法もcharitable purpose onlyとなっています。charitable purpose onlyでやらなくてはいけないというのは当然のことであって、その中で手段的に一部、小規模で付随的なレベルでの収益が、公益事務を行うことを目的とするための部分的な小規模な収益的な事業というのがあったとしても、税法上の収益事業が認められているのは当然のこととしてあるわけですがけれども、こういう信託法人法上の意味でも、収益事業について非常に軽微な小規模レベルであれば、公益事務を行うことのみを目的とするということの範囲内で適用できるのではないかということを行っているということです。

収益事業を大規模に5割まで認めなさいとかいうことについて現在主張しているということでは全然ございませんので、そういうことを踏まえて、先ほど言ったような、現場の実態に合わせた形での弾力的な運用ができる範囲内の形が望ましい、それが会計上の複雑さを招くということについても理解していますが、会計上の複雑さを招かない水準での小規模性ということが可能性として考えることができるのではないかと一言しているだけです。現在のところ、会計基準として複雑にするような水準での収益事業を中に入れようということを主張していない。それだったら法律を変えとかいうことを考えなければいけないことは重々承知しているところでございます。

一応、私が出した意見に答えていただいているので、義務としてもお答えする必要があるかなと思ひまして、話させていただきました。長くなって申し訳ありませんでした。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

それでは、ただいまの岡本参与からのお話に対しまして事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 どうもありがとうございます。言われる話を聞くと、実はそれほど立場に違いはないのかなと思いつつ、聞くと違いが出てくるのは細部の細部ということではないかと思っております。

まず、最初のところ、公益組織規制の基本を尊重すべきという意味では、一番上の丸のところに書いてありますとおり、ガバナンスの確保、情報開示の徹底、公益信託自身の自己チェックを一番最初にして、最終的に防波堤としての行政による監督という思想は、このガイドラインにおいても貫かれているということを考えております。

その一方で、平成6年5月の加藤大臣の答弁に述べておられますとおり、突き詰めていった場合に違いが生じてくる場合があると、そのときには、この制度は公益法人制度と並びであることは御理解いただくということを出発点にしていることは大前提としてあるというものでございます。

税制の関係についても下の丸に書いてありますとおり、公益法人制度はどうあるべきかを議論した上で制度設計がなされた、それを踏まえて税制優遇がなされているというのが基本だと考えております。ただ、税制と制度というのは裏表の関係にありますので、現行制度を崩していくと税もまた崩れていくというものでありますので、そのときに分かりやすい表現として、税がこうなっているからということをしばしば口にしまい、私も口にすることが多いということかと思いますが、基本的には御指摘のとおりかと思っております。

ガイドラインの文章でございますが、何度も繰り返しますとおり、同じ文章というものを行政側も見て民間側も見るとということが基本になるのではないかと思います。信託銀行もお客様向けということをおっしゃいますけれども、約款を見ると非常に難しい文章がずらっと並んでいるのだと思います。ある意味、ガイドラインというのは約款に相当するような細かいことを書いていかざるを得ない。すると、ほかに広報資料としてどういうものを作るかというのは、御指摘のとおり、当然別物という形になるかと思いますので、それはなかなか体制的に時間的につらいところではあるのですが、我々としても取組が必要だと考えております。

規模別の話につきましても、私としてもできることはやってきているつもりでございますし、また開示資料等について、どこまで重要性の原則の下、簡素にすることができるのか、そういったことについての情報発信は、ガイドライン後、できることがあればさらに進めていきたいと考えております。

法令上の義務、総合判断をどう記載するかというのは非常に難しいところですが、やはり都道府県、国も含めてですが、実際にどう運用していくのかというときに、書いていなければ運用できなくなるというところもあると考えております。御指摘も踏まえて分かりやすく取り組んでいきたいと考えております。

収益事業のところでございますけれども、こちらも公益事務という範囲の中でできる限り柔軟に対応していきたいと考えております。ただ、そうなのですけれども、小規模だか

らいいという理屈だけは取れないかなと思っております。

私からは以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

弥永参与、お願いできますでしょうか。

○弥永参与 ありがとうございます。

2点、御指摘というか、感想を述べさせていただくと、1つは、軽量というところについての御提案です。基本的に軽量の信託について、負担を軽くするというその方針には賛成ですが、ただ、ここで今回挙げられている内容を拝見したときに気になるのは、これが。

○湯浅座長 弥永参与、今お話しされているのは次のテーマのほうでしょうか。

○弥永参与 前の方が収益事業の話をされていたので、先の話ですね。ごめんなさい。では、後でいいです。失礼しました。

○湯浅座長 よろしいですか。すみません。次のテーマのときをお願いいたします。

○弥永参与 そのときに当ててください。お願いします。

○湯浅座長 参与の方、何かございますでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 ③の法令上の義務と望ましい事項の峻別のところ、お書きいただいたとおりであると思うのですが、具体的に2か所ほど気になったところがありましたので、お話ししたいと思います。

1つ目は、資料2の5ページに書いてある公益信託の関係者の責務というところです。ここについては、5ページの一番下に2つポツがあって、ガバナンスの構築、運営体制の充実と説明責任のことを書いていただいている、公益法人のガイドラインに書いていることと同じようなことについて「期待される」というふうに次のページに書いていただいています。これはそのとおりかと思いますが、その上に丸が2つあるのですが、「公益信託事務を効率化・適正化し、あるいは効果を高める手段があるにもかかわらず、これを行わないことは、信託の本旨に従った信託事務の処理とは言い難いと考えられる」。そのためには「信託行為の定めに従った処理を基本としつつも、社会の変化等に対応して公益信託事務の実施方法等を見直すことも必要であり」というふうに書いてあります。

ここの部分だけを拝見すると、信託行為に書いてある信託事務処理内容の変更をしてくださいというふうに書いてあるようにも読めて、あたかも信託行為を変更する義務がある、それは受託者なのか、信託管理人なのか、ここでは受託者として書かれていると思いますが、そういうふうに書いてあるように思える。ただ、委託者との間でこういうふうになると決めた信託事務処理については、そのとおりやるというのが基本なのであって、要するに信託行為の範囲内で読めることで工夫するということを書いていらっしゃるとしたら、それはよく分かるのですが、信託事務処理内容の変更をすることを期待するのだっらいいのですけれども、それを義務だと言われると、ちょっと抵抗がある。違うのではないかと思います。項目として「公益信託の関係者の責務」と書いてあるので、あたかも義務に

ついて書いてあるように読めてしまう。それはちょっと困ると思います。上でいろいろ説明を書かれていて、経営判断する責務規定は置かれなかったのだみたいなことが書いてあるのですが、確かに信託は法人でないので責務規定が置かれないというのはそのとおりかと思いますが、ここの上の説明ともどう絡むのかということも少し分かりにくいと思っていますというところですよ。それが1つ目です。

もう一つの点は、資料5の19ページに運用について書かれています。運用対象、運用形態、流動性、運用先への関与が書かれていて、ここは苦労して非常によくおまとめいただいていると感じるのですが、実際に運用の専門家に対して運用を委託したときに、すぐにはないかもしれないですが、大規模なポートフォリオを組んだりするときに、このとおりにはやっつけてしまいなさいという弊害が出るのではないかと思います。上のところに「個別に判断する」と書いてあるので、個別に判断していただけるのだったらいいのかなとは思いますが、運用する方が、こういう方針で運用するから、ここに書いていることはちょっと違うけれども、いいですねというふうに説明すれば、それで認可していただけるということであれば、それでもいいのかもしれないのですが、ここの範囲があまりにも確定的に書かれているので、この範囲でなければ駄目だというふうにするのは厳しいかと思われます。例えば金銭以外の資産に償還される可能性も含むと書かれると、法律上、契約の解釈として可能性がゼロとは言い難いというものは結構出てくるようにも思いますし、これ以外の運用対象について依頼することはあるかもしれないと思います。

以上です。

○湯浅座長 吉谷参与、ありがとうございます。

事務局から御回答をお願いいたします。

○大野次長 第1章の責務、ここは責務として法的な義務とはいわずに、言い難いというふうに理解しております。その上で、繰り返し書いているのは、信託行為に従って公益事務を行うのが基本であるということは当然の大前提としつつも、社会の変化に伴って公益性が失われた場合にどうするか、あるいはそれより明らかによいやり方があるのに昔ながらやるのが、それが信託の本旨だと言われればそうなのかもしれませんが、本当にそれが委託者の求めているものなのか、そういったことを改めて検討していただくことは必要なのではないかと思っています。5年、10年のスパンで考えろということではないのですけれども、社会の変化に応じて対応を見直すということも公益信託の在り方としては当然必要なのではないかと認識しております。

卑近な例としてあるのは、これは目的自体の変更なのですが、かつて交通遺児がたくさんいた時代において特定地域における交通遺児に対する奨学金というものがたくさんありました。ただ、今の世の中になってしまっていて交通遺児が減ってしまっている。さらに奨学金だけとすると、公益事務ができないという中で、言われたことだけをやっていればいいということではなくて、委託者の意思はどこにあったのかともう一度考えるということではないかと考えています。そういった意味で、第1章の書きぶりについて、私としても

ちょっと踏み込んでいるところがあるかなと思いつつも、そういった思いで書かせていただいたというものでございます。

資料5につきましては、豊福のほうから。

○豊福企画官代理　こちらのほうは金銭の運用を対象にしまして、金銭を何に投資するかによって、いわゆる運用と、あと、収益事業に該当するようなものを切り分けて考えております。金銭を使った運用が収益事業に該当しないようにするには、ここに書いているようなことになろうかということで書いておりました。

ただ、これが全部が全部当てはまらないといけないかということでもなかろうと思いついて、記載事項に一部でも該当しない場合には、個別に見た上で、それが収益事業と言えないようなものかどうかだけは見たいということでこういう表現にしておりました。基本的な考え方にあるのは、金銭を使った何かが、いわゆる運用なのか、収益事業に該当するのか、この線引きだけは、ある程度、目に分かるような形でつくっておきたいというところから、こういう表現にしておりました。この辺りは、金融機関の方だったらいろんな言葉の使い方があろうかと思しますので、今、言ったような趣旨で、よりよい表現があれば、適宜御意見等頂ければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○湯浅座長　ありがとうございます。

そのほかの参与の方、御意見等でございますでしょうか。

○岡本参与　追加で、よろしいでしょうか。

○湯浅座長　岡本参与、お願いします。

○岡本参与　もう詰まってきたから何百ページにわたるものについて細かくするというのではなくて、大きな論点として議論すべきことということで論点提起として数項目上げさせていただいて、それについて今日もお答えいただいたということで、実は今朝までに100項目ぐらいの細かいガイドラインについてのコメントを提出しております。それはまた個別に検討していただきたいということで、先ほど言いましたような趣旨に基づいて、こちら辺はどうなのだろうかと考えたことについて入れておりますので、そういうことについては適宜事務局のほうで御検討していただきたいということです。

大きなことを言っても結局会議の場であまり詰まらなくて、個別にピンポイントでお話ししたほうが、この文言をこのように変えるべきだということについて議論したほうが議論の実効性があるということも分かっているのですが、非常に長い文書なので、原則的なことについてお話しさせていただいたということで御理解ください。

以上です。

○湯浅座長　岡本参与、ありがとうございます。

それでは、次のテーマに入らせていただきたいと存じます。「軽量の公益信託について」に入らせていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理　軽量の公益信託というところに入らせていただきます。14ページ以降

になってまいります。

こちらは、7月のこの場において軽量の話をさせていただきました。そのとき、何を軽量にするかみたいな話と、軽量になった場合の効果みたいなところが事務局として宿題として認識していた部分です。

14ページでは、軽量な公益信託の具体的な範囲、いわゆる軽量の定義について整理しております。基本的に①、②、③、全てがそろうのを軽量というお話にしております。7月の段階でも同じような表現をしていたのですが、①につきまして、具体的な数字を置いております。一定規模を下回るというところでございまして、最初は公益事務の収益・費用が3000万円を超えないような公益信託とすることと、信託財産が1億円を超えないような公益信託ということで、この2つを規模のところに明示しております。

②、③は、事前説明でも御説明させていただいたように、7月の研究会で出たことと同じように、公益事務の内容が明確かつ具体的であること、事業が単一であることをうたっております。

15ページは、信託協会の方々に御協力いただいたデータですが、先ほど言いました1億円を頭の整理をする前に置いて、既存の公益信託の当初信託財産額のデータを信託協会の方々に御協力いただいたものです。こちらは件数ベースでございまして、全ての公益信託につきましては370件ございますが、大体1億円以下のものが全体の8割の286件となっております。この8割ぐらいの1億円を一つの線として軽量か否かの定義に置いたところになっております。

続きまして、16ページは、軽量に当たった場合の効果面について少し記載しております。軽量なものに当たった場合の効果としましては、ガバナンスの面と会計の面につきまして、うたっておるところでございまして、ガバナンスにつきましては、適正な運営の仕組みや情報開示の適正性のところで軽量かどうかによって書き方を変えております。また、会計でも「ガイドラインに記載がない事項について、法令の範囲で、公益法人会計基準以外の会計基準に従うことができる」と書いておりますけれども、その場合におきまして、その他有価証券や損益計算書の注記のところでも軽量については免除とか許容される範囲を広げるような形でうたっているところがございます。

ワークショップでもいろんな御意見を聴いていたところがございますが、今後、具体的なニーズが明らかになる中で、軽量な公益信託が容易に認可を受けられるように考え方を整理して情報発信していくということにしてはどうかと事務局として考えているところがございます。

説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様から御意見、御質問を頂きたいと存じます。

弥永参与、お待たせいたしました。まず、弥永参与からお願いできますでしょうか。

○弥永参与 大変失礼しました。

基本的に軽量の公益信託という考え方はいいと思うのですが、ただ、2点ほど気になる点がございます。軽量の公益信託の場合には、言わば規制をある程度軽量化する、それは確かなのですが、公益法人の場合には、ここに挙げられているように、外部理事とかそういうものの関係でいうと特別扱いはあるのですけれども、公益法人とどこが違うから軽くできるのかということを考えたときに、①で挙げられていたものの中で、この数字がいいのかどうか、よく分からないのですけれども、②とか③というこの要件との関係で、例えば事業が単一といっても、それは非常に広く事業を書き込めてしまって、ほとんど③というのは意味を持たないというか、基準としての実効性がないのではないか、そういう気がします。

そういう意味において、公益法人にはかなりいろいろ要求するけれども、公益信託は軽くていいのか、やはりここを説明し切れる定義でなければいけないのではないかと、抽象的な感覚を持ちました。やはり最低限、公益信託との関係で収益事業は認めるわけにはいかないという考え方を取らないと、会計上、重要性がないからといっても、本当に重要性がないというのは結構難しいので、収益事業をやる以上は会計上それなりの対応をしなければいけないので、そういう意味では、軽量の公益信託との関係でいえば、収益事業のようなものが行われたい、これは最低限、厳格に要求しなければいけないのではないかと、そういう印象を持ちます。

いずれにしても、効果のところについては前からも御説明いただいていた、今回の御提案についても違和感はそんなにないのですが、定義のところは、③が本当に実効性があるのかというのが気になります。これを理由として公益法人との差を考えることはちょっと難しいかなと、そういう気がします。

もう一点は、統計数値を出していただいた1億円というライン、これも現在の公益信託においては受託者は信託銀行あるいは信託を兼業できる、そういうものであることを前提としていて、いろいろな形でガバナンスが確保されているということと、比較的単純な事業といいますか、公益信託の目的をお持ちということなので、今、1億円のところに多くのものが入っているからといって、軽量の公益信託の場合には行う事業が今までの公益信託と違うものですから、受託者の類型が違ってくということを考えると、この統計を基にして1億円が適当なのではないかという、その裏づけとしてはかなり状況が違うのではないかという気がします。1億円というラインに反対しているわけではないのですが、ただ、合理的に説明しようと思ったときにどうなのかなというのは気になりました。

コメントはこの2つですが、念のため御確認させていただきたいのは、軽量のところの①は、2つのどちらかを満たすのではなくて両方を満たすということで、そうでないという意味がないと思いますけれども、信託財産が1億円を超えず、かつ公益事務の収益・費用が3000万円を超えない、こういう要件と考えてよろしいですか。

よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○湯浅座長 弥永参与、ありがとうございます。

最初の御疑問からにしますか。事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 まず、最後の話として、両方満たすということが必要になります。

最初の話ですが、収益事業をできないというのは公益信託全般について言えることでございまして、先ほどから岡本先生の御質問がありましたけれども、小規模だから収益事業をやっているという立場は取れないというのが今の私どもの考え方でございます。

公益法人と公益信託の違いの大きいのは何かというと、信託行為に詳細に具体的に決まっているということが大きいかと思っております。③の事業が単一であることについては、そもそもこういった要件も要らないのではないのかという御指摘もあるような話でございしますが、例えば全く別の目的の公益信託、公益事務を一つのものが行うということは軽量とは言いつらいのではないのかというぐらゐの意味でございまして、密接関連防止の目的の下、密接関連に結びついたものについて、一つにまとめるということについて問題ないとするものでございます。

それから、1億円がいいかどうかというのは難しいところでございまして、実際問題として、現在の公益信託というのは信託銀行が受託者、受託助成型がほとんどであるという中で、今後どういうものが出てくるかよく分からない。事業型を想定した場合について3000万円、これは公益法人の場合、3000万円未満のものについては常勤職員が1人もいないようなところでやっておりますということを想定して外部理事はやっています。公益法人はそういった小規模なものであるということを踏まえて3000万としたと。3000万円ではないかということ考えた後、公益信託において、例えば助成型の場合、1億あったって5%だとすると500万円にしかない。さすがに1億を超えるようなものをもって資産があつて軽量とはとても言えないのではないのかというような観点でこの金額を提示させていただきました。これが絶対的に正しいのかどうなのかということについては、私としても十分な根拠があるとは言えないということではありますが、例えば5000万円ならいいのかといった中で、既存の公益信託の8割ぐらいが収まっている1億円という切りのいい数値を挙げさせていただいたというところでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほか参与の方、御意見等ございますでしょうか。

吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 まず、一点、質問があります。信託財産が1億円を超えない公益信託というのは、1億円はどこで見ているのかというところでありまして、信託財産といったときに、当初拠出額という場合を指して言っている場合とかもあると思いますので、平残で見るとか、期首・期末で見るとか、一瞬でも超えてはいけないのか、1億円の基準というのがあるのかということをお教えいただければと思います。

信託財産1億円ということだと、収益・費用3000万円というところの費用3000万円との比較でいうと、1億円だと3年ちょっとぐらいで3000万円使ってしまうので、この3000

万円に比べて1億円の水準がそんなに大きくはないか、小さくはないか、どちらですかね。1億円ぐらいで、割とそんなに高い水準には設定されていないのだなと思って、それなりの根拠はあるのかと思いました。1億円というのは取引の感覚としても割と区切りになるようなものだというふうにも思います。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

具体的な運用として1億円はどこで見るのかというところですね。事務局から現状のお考えをお示しいただきたいと思います。

○大野次長　これも法令上にこの基準が載っているわけではなくて、運用上の基準ですので、一瞬でも超えたらいけないとか、そういった話ではないと思いつつも、こういったものは年度末の財産目録あるいは貸借対照表の数値で見ていくというのが基本ではないかと思っています。

○湯浅座長　岡本参与、お願いします。

○岡本参与　1億円までが8割ということがこのデータで出ているのですね。それでいいのでしょうか。とすると、今回のガイドラインの対象として、めどとしてですけれども、8割ぐらいが軽量型になるという理解、新しい制度だから分かりませんよね。不動産だからもっと出てくるかもしれないけれども、従来型の特定資産公益信託の発想でいけば8割ぐらいが軽量型かなという話になるとすると、軽量型は数的にはメインになる可能性があるのではないかなと、開けてみなくては分からないというのを前提として話をしているのですけれども、何が言いたいかというと、現在のガイドラインでは、軽量型というのはいろんなところで見えていかないと見えなくなって、隠されているような、分かりますか。つまり、全部読まないと軽量型というのは一体何か分からない。軽量型が8割だったら、分からないけれども、もし8割だとすると、あるいは過半数だとすると、その過半数の人たちにとってガイドラインを読みやすく使いやすいものにするというのは文書の責務として重要ではないかと思っています。

それから、毎年3000万円というのもいいと思うのですが、私からすると大きいというか、たくさんの地域で持っている団体で3000万円を毎年ちゃんとやれるというのはなかなかしんどいだろうなと、そこで常勤職員1人かアルバイト職員をつけて、それでこれだけのペーパーワークをちゃんとこなすというのは実に大変だなと思いますので、3000万円でもいいと思いますが、恐らくもっと小さいところはたくさんあって、年間1億円で3000万円を毎年使っていたら3年で終わってしまうというような感じになるので、そうならないような形で、1億円もらっても毎年500万円ぐらいしか使わずに長く長くやって、事務処理をできるだけ簡素にして経費を抑えてというようなところが結構あるのではないかと思うのです。なので、本当は超軽量型をつくっていいのではないかと私自身は思っています。今回、軽量型をつくっていただいたことについては非常に深く感謝したいと思いますが、現場の実態を踏まえると、超軽量型も重要だし、これだけ規制が厳しいから超軽量型ではやれない

というか、事務手続がやれないから軽量型ぐらいでないと回らないということかもしれませんが、それにもかかわらず、やはりたくさんの人たちが超軽量型でもいいから身近な財産を出してやれるような、制度づくりの可能性をちゃんと考えた規制内容にする必要があるというふうに、これを拝見してますます思いました。

最後に1つだけ、軽量型の場合は、信託行為に非常に細かく書かれているからガバナンスが弱くてもいい、こういうストーリーはありますが、小さなところというのはガバナンス自体が弱いことが多いわけです。たくさんの人たちが関わってやるというのはなかなか困難である場合もある。そういう場合に、小さいからガバナンスが弱いから信託行為を厳しくさせる、あるいは信託行為が漠としているからガバナンスを強化しなくてはいけないという議論があるのだけれども、強化すると軽量型でやっていけなくなってしまうというか、そういうことがあるのです。そういう意味でいくと、小さいところはガバナンス自身も弱いし、信託行為も曖昧である場合もある。だから、そういうところに機動的にどういう形で違法行為が出てきたら関与することができるのかという規制のやり方を考えていく必要があると思います。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

岡本参与からの御提言につきまして、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 ありがとうございます。

どういう軽量型があるのだろうかというところなのではないかと思っていまして、事業規模が小さくても、助成型というものと不動産を使ってというものでは話が全然違ってくるのではないかと思っております。現時点で事例として持っているのは信託銀行がやっている助成型のものでありまして、ほかにどんなものが出てくるかよく分からない。御指摘のように、小さくて問題なくやっていけるというような型といいますか、そういったものが現実問題として出てきた場合にはそれに対応できるようなものは改めて考えていく、そういったことが必要ではないかと考えております。ただ、現時点でどういうものが出てくるか全く分からない中で、あらかじめ超軽量型なるものをつくっていくのは正直怖いというところもあります。実際、どの程度の規模のものが出てくるのか、都道府県の事務処理体制もありますし、公益信託側のコストというものもありますけれども、これを監督する行政庁のコストも当然ある中で、どういったことができるのか、これは実際の運用をしながら検討を進めていきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

何が主流になるのか、特定資産公益信託が主流になるのか、よく分かりませんけれども。

松前参与、お願いします。

○松前参与 ありがとうございます。松前でございます。

今、最初の論点の中でガイドラインの考え方、公益信託のガバナンスの考え方とか、公益法人の枠に沿ってつくられていることについては同意でございます。また、軽量の公益

信託の定義の仕方もなかなか難しいと思っておりますが、これもガバナンスや会計の効果という点からこういった定め方になっているのだらうと理解しております、これについては公益法人の枠組みと同じように考えられているのかなと理解しているところでございます。なので、金額とか一定規模の定め方については、こういった難しい状況の中で考えられているということでは同意しているところでございます。

一方で、今、軽量の公益信託ということで、これが論点に挙がっているわけです。ちょっと遡って申し訳ないのですが、もともとの普通の公益信託及び大規模については、今、ここに載っていないのですけども、少しコメントさせていただきたいと思っております。資料4の第3章のガイドラインのところでございます。これは前回も少し気になっていたところですけども、9ページから11ページでございます。通常の公益信託のときに、信託計算書類とか、こういったものの承認について、前回のところでは監事の承認とか機関決定、受託者の機関による承認過程にのせるというようなレベルのお話があったかと思っております。それについては、もともとの信託の法律の建前上、例えば会計監査人とかの設置もないし、そこまでのガバナンス上の手続が必要なのかというところに少し疑問がございまして、もう一度ここを見直したところ、9ページには、公益法人が受託者となる場合において、計算書類の作成については理事会から社員総会までの承認が必要となるとなっております。ここまで必要となることを書いていいのかどうか、少し気になっているところでございます。大規模については、大変気になるところではございますけれども、そういったものが出てきたときにはそういうことも考えられる程度にしておかないと、これを必ずやらなければいけないというふうに捉えるようなことは控えたほうがいいかなという点です。

あと、10ページ、11ページでございますけれども、会計監査人に関するところで大規模な公益信託についてはということで、注1に「公認会計士による保証が付される必要があると考えられる」とあります。会計士による保証となると、やはり法定監査がどうかとか、そういったところまで話が及んでしまうので、今、ここについて「必要があると考えられる」とありますけれども、あまり断定的にされないで「今後検討する」というような範囲にさせていただくというところと、あと、11ページのところも「公認会計士によるチェックの必要性を判断するものとする」と書いてありますが、書いてしまうと、会計士によるチェックとは何だろうと職業柄細かいところがございまして、法律のどれに当たるのかとか、こういった手続が必要かというところまで議論が及んでしまうので、あまり必要性をはっきりと書いたような文章ではなくて、望ましい程度に書いていただくとか、そういうほうがまだ今の段階ではいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○湯浅座長 松前参与、ありがとうございます。

では、ただいまの松前参与のお話につきまして、事務局から御回答をお願いします。

○大野次長 最初のところですが、手続につきまして、合理的な理由がある場合について

はその手続は要らないと書いてありまして、合理的理由というのは幅広く認められるものだと認識しております。

公認会計士のチェック、言葉遣いにつきましては、座長とも相談の上、考えたいと思いますが、仮に公益法人と同じように巨大な公益信託というものが出てきた場合については相応のチェックが必要になってくると理解しております。ただ、そういったものが当面出てくるとはあまり考えていないということもございますので、現時点においては、会計士が監査するに至る会計基準もないという状況の中、不可能であるということは承知しております。ただ、姿勢として、本当に公益法人並みのものが出てきたら公益法人並みの会計というのが当然必要になる、その透明性の確保も必要になるという姿勢を書いているというふうに御理解いただければと思っております。細かい書きぶりにつきましては、検討させていただきたいと思います。

○湯浅座長　ありがとうございます。

大塚参与、お待たせいたしました。お願いいたします。

○大塚参与　ありがとうございます。

資料1の14ページ、軽量の定義についてのコメントをしたいと思います。具体的な軽量の定義に関する要件設定には特に異論はありません。ただ、こういった要件設定をすることによって、この要件判断の在り方にやや困難が生じるように思いました。どういうことかと申しますと、この軽量が意味を持つのは、大きなところでは受託者のガバナンスをどういうふうに定めるかにおいてですので、軽量かどうかは、信託行為の定め方、どういうふうに定めるかという段階、及び公益信託認可をする際に受託者のガバナンスが適切かどうか判断する、そういった段階で特に問題となると思います。しかし、これに対して、例えば「①一定規模を下回ること」のうち、信託財産が1億円を超えないかどうかという要件につきましては、先ほど事務局のお答えの中では毎年度末の貸借対照表を算定根拠にするということでしたが、そうすると、公益信託が認可されて信託事務処理が一定程度された後にそういった資料が手に入るということになりますので、要は軽量かどうかは問題となる時点と、軽量かどうかを判断する資料ができる時点がずれてきてしまっているような気がいたします。恐らく信託行為を定める段階や公益信託認可をする段階においては、この公益信託ではどれくらいの規模になるのかを想定する、それが一定規模を下回るかどうかというところで判断していくのだろうと思います。なので、最初の段階ではそういったことを毎年度末の貸借対照表がない段階で判断するということが必要になってくると思います。

これに対して、もう一つ問題となりそうなのが、最初の段階では一定規模を下回るという想定ではあったけれども、実際に公益信託を動かしてみたら、例えば信託財産が1億円を超えてしまった、本来は受託者が1億円を超えないように信託事務を処理しなければいけないはずなのですが、寄附を受け入れ過ぎてしまって1億円を超えてしまったときにどういう対処になるのかということだと思います。このときには、恐らく行政庁による何

らかの監督が入ると思ひまして、いきなり公益信託認可の取消しという話にはならず、何か改善の要求をする、勧告などをするという形になると思ひます。例えば来年度末には1億円を超えないように信託財産の支出を行えということを指示するとか、あるいは逆にガバナンスが足りていないので、信託の変更等を通じて1億円を超えるような、軽量でない公益信託に適切なガバナンスを整えるようにといった指示を出していく、監督を及ぼしていくという形になるかと思ひます。その辺りも必要があればガイドラインの中に書き込むといいのかなと考えましたので、コメントさせていただきました。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、ありがとうございます。

どこで軽量の公益信託のベースとなる判断時点を決めていくのかということかと思ひますけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

○大野次長 御指摘ありがとうございます。

当初につきましては、当初の財産目録を提出してもらうということと、収支予算書を提出してもらうというところで判断することになるかと思ひます。しかし、超えてしまった場合の取扱い等々につきましては、御指摘のとおりかと思ひますので、そういった考え方も含めて検討したいと思ひます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方、岡本参与、お願いします。

○岡本参与 私は、先ほど言ひましたように個別のことについてたくさん書いているのですが、お話があった資料4の9ページの公益法人が受託者になる場合において、例えばの話ですけれども、計算書類の作成は社員総会の承認等が必要となるというので、合理的な理由があればそうでなくてもいいというお話がありました。前回の会議で、これは社員総会とか評議員会までいかななくてもいいのではないかという意見が私の記憶では3人ぐらいの方から出ていたと思ひますが、これを社員総会でぜひやるべきだという御意見は私は記憶がないので、そういう御意見がたくさん出ていても変わらないのだなと、それは残念だなと思ひました。また私も意見を出していますので、後日御検討いただいたらいいですが、せっかく意見が出てきたのだから、その辺りのことは検討したほうがいいのではないかと、これが一点です。

関連して言うと、軽量でも出てくるのですけれども、信託管理人が重要な意思決定について承認しなさいという話が出てくると思ひます。以前から、信託管理人の役割についてどうするかという議論があったところだと思ひます。1回目か2回目の会議でも、信託管理人の第三者性をちゃんと担保する必要があるという議論があったと思うのです。つまり、監事のような役割なので、重要な意思決定にあまり関与すると第三者性がなくなってしまう。事業を遂行する側に入ってしまった、それをチェックする側にならないのではないかという意見があったと思ひます。どういう形で信託管理人の役割を決めるのかということについては、それぞれの委託者と受託者の相談、信託行為の中身によって変わって

くるかと思いますが、合議制機関、合議的なことを入れたほうがいいからというので、信託管理人の承認というような手続をどんどん入れることを原則とする考え方を取っていくことが本当にいいのかということは考えるべきことだと思います。ある種、監視型の信託管理人のスタイルというのも可能性としてはあるわけだから、そういう意味での制度構築の多様性については信託行為の中での多様性として許されるべきだと思いますので、軽量型の場合には信託管理人のチェックがかなり入らないといけない、そういう形のことを資料として書いていいのかというと、私は疑義があるということです。

以上です。

○湯浅座長 岡本参与、ありがとうございます。

では、事務局からコメントをお願いいたします。

○大野次長 最初の話につきましては、かなりトーンを落としたといいますか、御指摘を踏まえまして、合理的な理由がある場合には幅広く、社員総会、評議員会までは要らないというふうにしているものだと思っております。普通であれば、特に公益法人なりNPO法人なりが受託者となる場合について、そこについて社員総会なりが知らないということではないのかというのは素朴な疑問としてあるところでありまして、別に理由があれば、かけないというのは幅広く認めていいのではないかと考えております。御指摘を踏まえて、また改めて検討したいと思います。

それから、信託管理人の権限でございますけれども、あくまでも一義的に考えるのは受託者である。それに対して承認するという立てつけにしているところではございますが、信託管理人が事後的にチェックするというのも排除はしていないところでありまして、ガバナンスのところにつきましても、公益信託事務の内容や受託者の性質、そういったものに照らして、通常の単に事後的にチェックするようなものであっても構わないと思っております。ただ、どういった場合、いいのかという具体的なイメージが浮かんでこない中で、それをあえて書き出すに至らなかったというところでございまして、軽量の公益信託におけるガバナンスの在り方につきまして、こういうのならできるという、いい事例を御提案いただければ、それはそれで構わないと思っております。とにかく何も書いていない状況だと、なかなか判断し切れないところがありますので、できる限りこういった場合ならいいですということを書こうというのが今回のガイドラインかと思っております。そういった意味で、建設的な御提案を頂ければ検討したいと思います。

○湯浅座長 ありがとうございます。

林参与、お願いします。

○林参与 個別に議論したいので、意見だけ。岡本先生には恐縮ですが、前回、私は法人の総会とかで決議を採るべきだという意見を言った記憶があるので、私自身はそうすべきだと思います。受託者がやっているのだから責任を取るというのは、しかるべき組織でちゃんと監督しているというのは必要だと思います。ただ、年次報告する時期にタイミングが合わなかったらどうするかという議論はきっとあると思って、そういうことを合

理的な場合がというふうにおっしゃっているのだと思いますけれども、そのときに出さなくても次のときには総会できちんとチェックしないと、総会とか理事会でノーチェックでいいのだなんていうことはあり得ないと思っているので、それがまず一点です。

それから、軽量のことについては、基本的な方針は了解しているので、それで進めていただきたらと思っています。さっき言われたみたいに軽量が半分とかマジョリティーになる可能性があるからという、そこは分かった上ですが、そこをいい感じで抽出するのかが気がにはなっているので、ガイドラインを一つ一つ読むと、根拠もあって合理的なものだと思っているし、あれなのだけれども、軽量に対してはオーバースペックになる可能性も場合によってはあるというところもあります。よく読むと、軽量のときはこうなのですということを書かれている部分もあるので、そこは理解した上でガイドラインを読んでいるつもりなのですからけれども、軽量の部分をいい感じで抽出していかなければいけないと思っています。大野さんが先ほど言われたのはそういう趣旨だと思って理解はしているのですけれども、その辺、御配慮いただきたらと思っています。

以上です。

○湯浅座長　ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

では、次のテーマに入らせていただきたいと存じます。続きまして「任意団体の扱いについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理　それでは、任意団体の扱いということで御説明させていただきます。

こちらは、ワークショップにて、ある団体の方から、任意団体が申請することについて少し整理してほしいという御意見を頂いた上で、今回取り上げております。

任意団体ということで民法を含めた小難しい議論もございますので、少し御議論をと思いまして、こういう形で掲げているところでございます。それと、事前の説明では、最初の方の何人かにはこれと違った説明をしているところがございますので、18ページにつきまして、少し御説明させていただきます。

任意団体からの申請につきましては、団体としての要件を書いていますけれども、これを充足する場合については団体として申請を容認するとしております。ただ、法人格と権利能力の問題がございますので、幾つか特別な扱いをするとしております。

まず、団体の要件でございすけれども、6つ掲げております。①、②、③は、団体の組織を備えている、構成員の変更にもかかわらず団体が存続する、組織の規程等があつて代表者の選定方法がある、この3つは、いわゆる権利能力なき社団の定義と一致するところを書いています。そういう意味で権利能力なき社団が一旦ございまして、その上で、公益信託を引き受けるに際しての要件を④、⑤、⑥に書いております。当然ながら、④としては、公益信託の受託者になるということでございますので、公益信託事務を処理することが組織の目的や事業内容と合致しているということでございます。⑤は、経理的基礎にございす分別管理とも密接にかかわる部分でございますので、団体として銀行等の口座

を開設しているということを挙げております。⑥は、受託者となった団体が公益信託の計算等を行いまして、それに対する各計算書類を作成しますので、団体自体もいろんな法人法に準じたような計算書類を作成していること、この3つを追加しているところがございます。権利能力なき社団に公益信託特有の要件を3つ加えたもの、この6つの要件があるところにおいては、団体としての要件、公益信託の申請者になり得る要件として一旦整理しております。

この要件を備えた者たちが申請した場合ですけれども、特別な事情としまして、幾つか書いております。この中でも、団体として法人格がないので本人確認資料がないと思っておりますので、団体代表者の資料をもって代替する。また、登記・登録制度がある財産について代表者や管理者名でもって登記・登録を行うといったことがほかの法人と違った扱いをするところになっております。その他の部分につきましては、基本的には法人と同じような形にしているところがございます。

次に、前記の団体要件が未充足な場合を記載しておりますが、要件は未充足でありながらも団体の関与が認められる場合でございます。こちらの場合は、権利能力を有する者、例えば団体の代表者や管理者を公益信託法第7条第1項の「公益信託の受託者となろうとする者」として取り扱うということにしております。その上で、団体の要件の①から③、いわゆる権利能力なき社団であれば、受託者の表示として、括弧書きで団体名や役職名を表示できるようにしているところがございます。それと、任意団体の実態に応じて、受託者の経理的基礎や技術的能力に係る審査や監督において、任意団体の能力等を加味することができるとしております。例えば組織の規程等がきちんと定められ、かつ信託行為に明確に規定がある場合には、団体の機関を合議制機関として取り扱うことができるといったことが想定されるのではないかと考えております。その他は、団体の代表者、いわゆる個人を「受託者になろうとする者」として取り扱うということですので、それに応じた扱いを幾つか書いているところがございます。

以上、私の説明でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ワークショップを開いて初めて気がついた論点ということでございますが、皆様、御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、大塚参与、挙手いただいておりますので、お願いできますでしょうか。

○大塚参与 ありがとうございます。

団体の要件についてのコメントです。オンライン環境がこちらであまりよくなかったので、説明が部分的に聞き取れなかったところがございます、もしかしたら説明の中できちんと検討されていたことなのかもしれません。

何かと申しますと、団体の要件のうち①から③と、④から⑥というのが異なる位置づけであるという点です。この点は説明の中で恐らくおっしゃっていたと思いますけれども、①から③というのが民法上といいますか、公益信託に限らず、団体が法人格はないけれど

も、団体として法律上扱われるための要件である、いわゆる権利能力なき社団として扱われるための要件であるということになります。なので、この①から③がそろっていれば団体として扱うことが可能であるし、そろっていなければ団体として扱うことはできないという形になるかと思います。これに対して④から⑥は、必ずしも権利能力なき社団の要件というわけではなく、公益信託において団体が受託者になることを認めるべき場合はこういった場合だろうと、そういったものだと思います。

ただ、以上を前提といたしますと、団体の要件として要求すべきは①から③のみではないかと思います。④から⑥というのは、①から③の要件を満たした団体が団体として申請してきたときに、その受託者の経理的基礎や技術的能力を判断するに当たって基本的には必須とすべきものであり、例えば団体として銀行口座を開設していなければ公益信託認可をしないという処分を行うという整理のほうがよろしいのかと思います。今の事務局提案の整理ですと、例えば銀行口座を団体として開設していなければ申請自体を不受理という形になるかと思いますが、そうではなく、申請は受理した上で公益信託を不認可とする処分を行うというほうが適切だろうと思いました。なので、そういった要件をどこに位置づけるか、①から⑥をどこに位置づけるかというところを再検討していただけたらと思います。

以上です。

○湯浅座長 大塚参与、整理をありがとうございます。

では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 団体の要件とするか、公益信託の認可要件にするかの違いかと理解いたしました。そういう観点で、もう一度、整理した上で考えてみようと思っております。おっしゃるとおり、①から③は権利能力なき社団とほぼ同じような表現をしているところでございまして、こういう方々が公益信託の受託者になろうとすれば、④から⑥みたいなものが必要になってくようかということで要件にしておりました。要件にするのか、審査基準の一つにして、こういうことがそろっていなければ不認可にするのかということはほぼ同意語になろうかと思いますが、位置づけをどうするかというのは中でも話してみようと思います。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

そのほかの参与の方、御質問、御意見等ございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 林です。

①から③は権利能力なき社団に係るものということだったので、説明の仕方の問題かもしれませんが、権利能力なき社団であることをストレートに要件にして、そのうちの要件は①、②、③と言ってもいいかなと思ったし、あるいはこれだけ出すのではなくて、どこかで御説明されるのだから、権利能力なき社団としての地位が最低限必要なのだとい

うことを明確にされればいいかなと思いました。大塚先生がおっしゃるのと同じような話かもしれません。

それから、質問ですけれども、⑤の口座を開設していることというのは、過去に開設している実績がある、そういう趣旨の要件なのか、あるいは公益信託認可申請するに当たって、今までは口座がなかったけれども、新たに口座を開設した、あるいはする、そういう趣旨のことなのですか。⑤の口座の記述の関係が分からなかったからということなのですが、そこは簡単でいいので教えていただけませんか。

○湯浅座長 林参与、ありがとうございます。

では、御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 基本的には既に団体として口座を持っているということを想定しております。この点、全銀協に確認したところ、全銀協としては権利能力なき社団について特定の規定等はないが、大手銀行のHPにて口座開設する要件等を公表している旨を教えてくださいました。個別銀行のHPを確認すると、権利能力なき社団の場合は、窓口に行ってすぐ口座が開設できるかというよりは、いろんな審査を踏まえた上で、1か月程度審査した上で回答しますとありました。

以上でございます。

○林参与 その御趣旨だったら了解で、まさにそういうのは必要だと思いました。自分も関わっていて、権利能力なき社団で自分の名義で口座を開設したことがあります。

団体の代表者の資料というのは、多分、定款あるいはこの人が代表者であるということの議事録みたいなもの、そういうものを示して、代表者の資料をもって代替するという趣旨だろうと思ったので、細かいのですが、それが一点です。

あと、任意団体をどう評価するかに多分なって、もちろん経理的基礎と技術的能力というのがあるので、一定、過去の実績があって、今回新たに公益信託の受託者なりに関わる、そういうことだと思ったので、そこは実績も重視されるのだろうと思います。要するに、今まで全然やっていなくて新たにつくったという状態で来た方について、受託者の要件を満たすかどうか非常に難しい話なのだろうと思ったから、実績がある方でないといけないだろうと、だから口座開設があるかとか、そういう話になるのだろうと思ったので、それだけです。

もう一点、団体要件が未充足でというところでは、一瞬分からなかったのだけれども、要するに、個人の方が個人として受託するのだけれども、周辺においては任意団体の人たちの関わりの中で個人として受託する、そういう趣旨ですね。だから、それはあるといえればあると思ったので、そこは確認です。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

コメントをお願いいたします。

○豊福企画官代理 まさに今、林先生がおっしゃったとおり、ここはいろんなパターンが

あろうかと思っております。基本的には団体の代表者が個人として引受けの審査対象になるろうかと思っております。その上で、その団体がいろんな関与の形があろうかと思っております。その関与が明確できちんとしているということであれば、個人として見るだけではなくて、経理的基礎や技術的能力を判断する上で団体の能力も加味しながら見ていってはどうかというのが今の考えでございます。ここもいろんな関与の仕方があろうかと思っておりますので、一概に割り切れないのではなかろうかと思って、個別の事例の積み上げの中でいろんなことが起こっていかうかと思っております。

○湯浅座長 岡本参与、お願いします。

○岡本参与 念のためですけれども、要は、最初の①、②、③で、例の最高裁判決をベースにして人格なき社団である場合が充足する場合の取扱いで、次の未充足の場合というのは人格なき社団の要件に合致していない場合でもできるということですね。任意団体を2つに分けて議論されているということで、だから、人格なき社団としての要件がない場合でも可能だということが書かれているという意味で読めるので、それでいいかなと思っております。

ちょっと気にかかったのは、大塚参与が言われたことと関係しているかもしれませんが、④のところで「組織の目的や事業内容と合致している」というのは、イメージとすると、これは株式会社でもできるわけで、営利事業をやっているところが収益事業としてやりたいとかいうことも可能な立てつけなので、組織の目的や事業内容と合致しているというのは、営利目的であっても別にいいですということは入っていないくて、目的は公益でなくてはいけないとか、そういうことを考えているわけではないだろうと、その辺がよく分からなくて、④は一体何を言いたいのか分からないので、御説明していただければと思います。

○湯浅座長 では、事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 任意団体といえども一定程度組織が構成されている前提に立っています。また、組織の目的が公益信託を引き受けるということとか、公益事務、信託事務を処理するということがきちんとできるような形になっているか否か、そういったことを見ていくという観点から④を挙げております。

○岡本参与 営利、非営利は関係ないですね、これは。

○豊福企画官代理 そこはそうなります。当然ながら、任意団体も営利的なことをやっていけば法人税の対象になるろうかと思っておりますので、それはそれで、あってもいいのかなと今のところは思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、このテーマはこれぐらいでよろしいでしょうか。

続きまして「ワークショップを踏まえた対応」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○豊福企画官代理 ワークショップを開催する中で、団体さんのほうからいろんな御意見等を頂いております。頂いた意見の中で、ガイドラインに即反映しても特段問題はなかる

うということが幾つかありましたので、御報告させていただきます。

ここでは全部で3つあります。このほかにも幾つかありましたが、分かりやすいところを3つ掲げております。

1点目は、公益信託の設立手続等に係る費用を信託報酬として得ることができるようにしてほしいという御意見がございました。ガイドラインの中では、公益信託報酬については、引受け時の公益信託事務、例えばということで信託行為の作成、公益信託の認可申請等に係る専門家への相談に係るコストを信託報酬として受領することが可能な旨を明示しております。

2点目は、不動産を信託財産とする場合の留意事項みたいな話がございました。公益信託事務の遂行能力のところに、支出の部分についてきちんと見積りがあるかということで、例えば信託財産に不動産が含まれる場合、不動産の所有に伴う支出（公租公課、管理費、修繕費等）を適切に算定されている必要があるということを追加しているところでございます。

3点目は、信託管理人の選任です。これは、最初の信託管理人がいなくなるというか、辞退したときに次期信託管理人を選定する場合の話になってまいります。次期信託管理人を選定する場合について、地域や特定分野の中間支援組織が関与して信託管理人を選任することで、地域や特定分野の公益信託の活用に寄与できるようにしてほしいということがございましたので、この部分につきまして、信頼できる第三者機関が推薦する者というようなことで追加しているところでございます。

冒頭申しましたように、ワークショップで出た意見でガイドラインにすぐに反映してよかろうということで、この辺りは追加で修正を既に行っているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

細かい文言修正というか、追記でございますので、特段議論があるようなところではないかもしれませんが、もしお気づきの点がございましたら、何かございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 報酬というのは、狭い意味の業務の対価の報酬だけではなくて、管理費用とか実費とか、場合によっては信託の費用償還でも対応できるものについても報酬として扱ってやっていくという全体の流れがあるので、その流れの中でこれが出てくるのだろうと思っています。ここでも出ているような費用みたいなものはいいのだろうという気はしたのですが、ですけども、弁護士なので、弁護士の考えたときにどうなるかというと、弁護士が受託者としてやるときに、信託行為について契約書を作ったり、それも受託者サイド、候補者サイドでやるとしたとき、あるいは信託銀行さんがやるのも同じようなことなのだと思いますが、そのときは信託行為の作成費用とその後の業務の費用、それは狭い意味の報酬になって、それに伴う実費みたいなものについては、例えば司法書士に依頼するのか、税

理士に依頼するのか分からないけれども、あるいはその他もろもろ、それは費用償還でも対応できるものなのだけれども、どうもらうのか考えると思いました。

成立した後の公益信託からそういう狭い意味の報酬をもらうのがいいのかどうかみたいなことについて、若干専門職的には気になるところだったりするので、自分も明確な答えを持っているわけでもないし、大丈夫と言う人たちもいるかもしれないのだけれども、いいのかなと、一瞬分からなくなる。自分だったら、信託財産の外でもらったほうがやりやすそうだという気もするし、いろいろ考え方はあるのだろうと、専門職的な考えとか、信託銀行さんは業法下にある中でどうするかというのはまた配慮も違うかもしれない。逆に言うと、専門職でもない、何でもなしの人たちが信託行為に関わったことで報酬をもらっているのかという論点も、弁護士法か業法か何か分からないけれども、そういう面もあるのかもしれませんが、ぼんやり一般的にこう書かれることには問題なさそうだと思いますが、実費ではない、報酬、プロパーについて、狭い意味の報酬、それをどうもらうのかとか、それを信託財産から出してもらっているのかというのは個別論点でありそうだなと思います。すみません。自分も思考がまだ整理されていないかもしれないけれども、ただ、結局、今は、ここで言う報酬というのは、狭い意味の報酬と管理費用とか実費みたいなものを合わせた形で報酬というふうに言っているからなのだと思いますというところはあるから、そこははっきり分かった上だと思います。あまりこなれていない意見で申し訳ないのですが、あるいは自分ら専門職としてどうお金をもらうか、それぐらいの話をしているかもしれないけれども、一応それだけ気になったので、すみません。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

一応、整理のために事務局から御回答をお願いします。

○豊福企画官代理 まず、信託報酬ということありますので、当然ながら内訳というのはきちんと整理して基準等の中に明記する必要があるかと思っています。そういう意味で、いわゆる信託の費用と信託報酬の内訳が重なるということはない前提で整理しておりまして、いずれか一方であろうかと理解しております。当然ながら、今、先生がおっしゃったように、設立時の信託報酬という形なのか、委託者から別枠で頂くのかというのは、個別の御判断はあろうかと思っています。信託報酬で頂く場合には、先ほど言いましたように、公益信託法の枠組みの中できちんと費用との峻別があって、内訳は整理されているという前提は、普通の信託報酬と同じでございます。

以上でございます。

○湯浅座長 その他の参与の方、何か御意見等あれば、よろしゅうございますか。

では、次のテーマに移らせていただきます。続きまして「(2)ワークショップについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、最後ですが、ワークショップに関してということで、開催報告として御報告

させていただきます。

22ページです。従前、何回か研究会の中でも報告を差し上げましたが、9月から10月、全3回にわたってワークショップを実施させていただきました。参加団体や参加いただいている有識者等は従前の御報告のとおりでございます。

また、各団体に検討いただいた事業案自体は参考資料3に載せております。本日は時間が限られますので、適宜そちらを御参照いただければと思います。

本日は簡単に開催の報告として団体の事業案及び内閣府としてのフォローアップの内容を御報告させていただきます。全6団体の中で大きく検討された事業案として、3団体は典型的な助成事業としてのお金配り型のもので、もう3団体は不動産を活用した事業案を御提言いただきました。

23ページは、ちくご川コミュニティ財団という、福岡県筑後川流域で活動するコミュニティ財団の企画でございます。こちらの課題認識としましては、いわゆるフリースクール、不登校生向けの支援として団体向けの助成事業等が多く実施されていますが、そのときに、通う不登校生がお金を払わなければいけないというところで、そこがフリースクールに通うボトルネックになっているところを助成事業で解決したいという事業案になっております。立てつけとしましては、受託者として、ちくご川コミュニティ財団が立ちまして、適宜、金融機関、医療法人等と連携しながら信託を組成するという内容になっております。信託管理人としては、地域のロータリークラブ、ライオンズクラブに所属する弁護士等がふだんからつながりがあるということで、こういった方々に担っていただくことを想定しております。公益事業としては、不登校生に対してフリースクールに通う奨学金を助成するという事業になっております。信託財産1000万円、3年間という事業で、先ほども検討されていた、いわゆる軽量の枠組みに当たるようなものかと考えております。

続いて、24ページは、キッズドアという、困窮者教育支援を実施しているNPOが御提案された事業案でございます。こちらは、キッズドアが既存で実施されている事業にかなり近い内容になっておりまして、困窮世帯の子供を対象とした居場所や学習支援の提供を実施する事業でございます。委託者からは不動産及び事業費を寄附金として受託して、それに基づく居場所及び学習支援の事業を実施する内容となっております。事業規模として6000万円、信託財産全体の御提案はなかったのですが、かなり大規模な事業となりますので、キッズドア自体も年間収支10億円規模のNPOというところで、ここにおける顧問税理士・顧問弁護士等の体制を組むこと、また、つながりがある士業の方における信託管理人を組成するという、ある程度、友好的な受託者体制を組むような事業案となっております。事業内容としては、困窮世帯の子供を対象とした居場所や学習支援の提供といった御提案でございます。

以上が事業の内容になっておりまして、ほかは適宜参考資料3を御参照いただければと思います。

25ページからの内容は、ワークショップの中でも報告させていただいた、内閣府として

も今後検討していきたい制度及び広報の展開です。25ページで示しているところとしましては、ワークショップの当初想定としては、事業案を頂いて、それをいかに制度としてのガイドライン内容に落とし込んでいくかを想定していましたが、ワークショップの団体からも多く御提案いただいたのは、制度だけではなく寄附者のジャーニー、寄附の体験で見たときの、より川上のところでいかに公益信託を知ってもらうか、遺贈寄附やほかの制度との違いを認識して組成に向けたハードルをなくしていくかという前工程も大事であるというところを大きく御示唆いただいたと認識しております。このステップに従って、今後、幾つか検討していきたいタスクを次ページ以降に落としております。

26ページをお願いします。細くなるので全ての項目は読みませんが、幾つか主立ったポイントで御報告させていただきます。

まず、意向形成という観点でいきますと、寄附者としては何か社会にいいことをしたいというところから入ってきますので、いきなり公益信託という選択肢は出てこないという当たり前の御指摘でございます。そういった中では、まずは既存の相談機関に当たる地方の金融機関や資産運用を相談している士業の方々、こういった方々の頭の中にいかに公益信託という選択肢を置いてもらうかというところがまずは入り口として重要な点であると認識しております。

また、信頼関係構築というところで、公益信託の枠組みを考えていくに当たっては、コミュニティ財団や中間支援の方々からも、いかに中間支援的な組織が組成のところに絡んでいって、信託管理人とのマッチングや、公益信託の組成におけるアドバイザー的なことに関与していけるかという話が出ました。内閣府としましては、公益信託としての市民社会に向けた制度の広報というのはもちろんありますが、こういったポイントで挙げられた地方金融機関やコミュニティ財団に向けた制度周知や勉強会のようなものの重要性が高いということを認識した次第でございます。

27ページが最後になります。今、まさに議論がなされているガイドラインや、今後の認可申請に向けた手続のところでは、ガイドラインは本日検討された内容で、提言された事業案等を盛り込んだガイドラインの策定が必要になってきます。また、契約・認可に関しては、今回、NPOからの参加団体も2団体あったというところで、なるべく処理においてNPO法で適用された事業計画書を再利用できるような枠組みを考えてほしいとか、システム面なので一朝一夕にはいかないのですが、オンライン申請やチェックボックスによる簡素化というものも要望、要求された事項になっております。

もう一点、現在、ガイドラインの検討を進めておりますが、ワークショップの中でも、受託者で想定されるFAQのようなQ&Aというものを幾つか出していただいたので、こういったものは適宜Q&A集としてまとめながら、申請のサポート資料として使っていければと思います。

また、ここに記載の内容以外でも、休眠預金を実施しているJANPIAからは、休眠でもプログラムオフィサーという形でその制度を各地方でサポートしていくコーディネーターの

ような役割が存在しておりまして、そういったものを公益信託の枠組みの中でも検討していくべきではないかと御提案いただきました。

この後、タイムラインの中でも年末までに向けてガイドラインの詳細化も進めますが、並行して制度の実施前、また実施後においても広報的な活動としてこういった支援体制を組んでいけたらというところを検討させていただきました。

以上が報告です。もしよければ、現地で参加いただいた吉谷参与や岡本参与からもコメント、感想を頂けたらと思っております。

以上です。

○湯浅座長 松井さん、ありがとうございます。

ワークショップ参加団体の皆様、真剣に知恵出しやコメントを頂いて本当に感謝しております。今、お話がありましたが、22ページの集合写真にも写り込んでいますけれども、吉谷参与、岡本参与、御感想でも結構ですが、何かございましたら、吉谷参与、お願いします。

○吉谷参与 そんなにはないのですが、認可申請の書き方について、信託事務の内容を説明する書き方みたいところがなかなかすぐには分かっていたけないというところがありましたので、その辺は実際の認可申請の段階でよく御協議いただくといいのかなと思いました。

○湯浅座長 ありがとうございます。

では、岡本参与、お願いいたします。

○岡本参与 モデル信託行為をつくるところまではいけない状況で、そこまでつくろうとすると、それぞれの団体が本気でやる気になったかどうかというふうに実は思いました。というのは、それだけ設備が固いから、そこまでするコストを払ってまでやる価値があるかということを考えられるのではないかと思います。

もう一点は、さっきも言いましたけれども、やはりこども食堂の関係も出ていましたが、地域の不動産だけだと収益性が十分取れないので、そこをちゃんと対処できないだろうかという意見は出ていたのですけれども、反映されていないのは残念だなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

参与の皆さん、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

林参与、お願いします。

○林参与 私は先週、最後の2時間ぐらいしか聞いていなかったから、すみません。皆さん熱心にしゃべっていらっしゃって、興味もあるし、やる気がある、そこは非常によく分かって、そのこと自体はいいことだと思いました。参加者に通じたかもしれないけれども、考えていらっしゃることが公益信託にちゃんと乗らないといけないので、乗せようとするのはいろいろ工夫が要りそうだと思うのと、乗せようとしたら、思っているのと違うという話になって、うまくいかなかったらもったいないという気もするし、でもそういうところ

ろを理解して、公益信託は枠組みとしてあるので、こういうものだから、ちゃんとしなければいけないということを分かっていた上で関わっていただけたのだったら、その熱意は非常にありがたいので、実現できればいいと思います。

以上です。

○岡本参与 一点だけ。特定資産の話で、助成金型で手堅く始めてみようかなと、ちくご川でしたか、どこかあったけれども、伴走支援とかサポートを丁寧にやろうというふうになるとどうなのだろうという話もちよっとあって、そうすると特定資産から抜けてしまうということになりそうなので、そういう意味での事業と助成との間のある種の融合性を持ったところについてどういうふうに支援するかということのも大事なだろうと、これまで事業型がなかったから、特定資産だけだったから、そういうところの融合のような領域もこれから大事なのではないかとということを改めて思いました。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○黒田参与 私もオンラインと第3回目は対面で参加させていただきました。26ページにございますように、制度認知の向上ということを皆さんおっしゃっていて、ここは本当に重要だと思いました。また、参加いただいた6法人、皆さんすごく熱心だったのですけれども、この方たちも今後いろんなところで発信もしていただけるというお話もワークショップの後に伺いました。また、地域のNPOセンターなどが勉強会を予定しているというような話もありましたので、今後、制度認知の向上にはこちらも努力しなければいけないと思いますが、こういったところにもっと力を入れていったほうがいいと思いました。

あと、もう一点、先ほどのお話にもありましたけれども、休眠預金の事業というのがかかり定着してきています。いろいろ課題を乗り越えて今日に至っているというお話もございますので、そういったところから学べる、先ほどコーディネーターを各地に置くという話もありましたけれども、そういったことも参考になるのではないかと思いますし、今後色々な形で連携などができたらよろしいのではないかと思います。

以上です。

○湯浅座長 黒田参与、ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、皆様方には御意見を頂きましてありがとうございます。皆様から頂いた御意見などは事務局で整理したいと存じます。

以上で議事関係は全て終了いたしました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○豊福企画官代理 3点、事務連絡を申し上げます。

1点目は、本日の会議資料、議事録は公益法人インフォメーションにて公表する予定でございます。

2点目でございます。本日御発言し切れなかった御意見につきましては、メール等で頂

ければ次回の研究会にまとめて御提示させていただき、議事録等に記録することを考えております。

3点目でございます。次回の研究会は11月4日火曜日の10時から開催させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、これで第9回「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」を終了とさせていただきます。

皆様方には積極的な御意見を頂きまして、ありがとうございました。